

意見募集の結果について

「原子力損害賠償制度の見直しについて(案)」について、以下の要領にて意見募集(パブリックコメント)を実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する回答は別紙のとおりです。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

平成30年8月10日(金)～平成30年9月10日(月)

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)ホームページ、内閣府原子力委員会ホームページへの掲載等により周知を図り、インターネット上の意見募集フォーム、FAX、郵送により御意見を募集。

2. 意見提出者数

168人・組織

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

※御意見の全体像がわかるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
1 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・原賠制度の見直しにあたっては、原賠法及び補償契約法、原賠・廃炉機構法を一体として議論が進められるべきであったと考える。関係省庁が一体となって議論を進めるべきである。 ・全面的に撤回し、新たに委員を選び直して、一から作り直すべきだ。 ・即刻やり直すか、責任を持った金額の提示が出来ないのなら、「原子力災害に備えた枠組みや金額を提示するのは困難。従って、原子力の利活用は止めるべき」と答申すべきです。 ・原発に批判的な有識者や科学者、再生可能エネルギーの推進に関わる者などを少なくとも半数は入れるべきである。その上で、平等、公正な検討をすべきである。 	<p>原子力損害賠償制度専門部会(以下「原賠制度専門部会」という。)の専門委員については、原子力損害賠償制度(以下「原賠制度」という。)の見直しの検討を専門的、総合的に幅広い観点から行うため、原子力、民法に限らず、産学の第一線で活躍する有識者の方々を委員として選定し、原子力委員会が決定したものです。また、東京電力株式会社(現在の東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所事故(以下「東電福島原発事故」という。)の経験を踏まえるため、オブザーバーとして、農林漁業の協同組合や商工会議所の関係団体等にも検討に参画していただき、結論ありきではなく、慎重に議論を進めて、今後の原賠制度の見直しに関する報告書をまとめたものです。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故はその被害が空間的、時間的に異質なものとなる点にある。そのために、住民生活に対して、生業・生活再建、生活環境の原状回復に膨大な物理的、精神的な負荷を強いる。被害者は、その補償や回復の予見が低いままで、生活せざるを得なくなることを見直し案は考慮に入れていない。一旦発生した事故がどういうレベルの補償を伴うものなのかを正面に据えて、見直しをするべきである。 ・政府は、福島原発事故の反省と教訓を真摯に学び、被害者の最後の一人まで確実に救済するという観点から、原賠法を見直すべきです。 	<p>原賠制度専門部会は、エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)にあるとおり、東電福島原発事故に係る賠償の実情や電力システム改革等を踏まえ、適切な賠償を迅速に実施することを前提にした検討を行ってきました。特に、第2回～第4回会合において、東電福島原発事故による損害に対する対応状況について、福島県、関係団体、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「原賠ADRセンター」という。)等から直接ヒアリングを行い、現行の原賠制度の課題を丁寧に抽出した上で、見直しのための検討を進めてきました。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・原発の新規稼働、再稼働を前提とする考えから脱却すべきである。 ・原発は即時廃止し、再生可能エネルギーで国家の立て直しを図らねばならない。 ・民間事業者ではもちろんのこと、国家レベルでも賠償が尽くせる保証がない被害を発生させる可能性のある原子力発電については、直ちに撤退し、二度と損害を発生させない状況にすることが賠償に備える唯一の誠実な態度である。損害賠償制度の見直しという虚構で、原子力発電の延命を図るべきでない。 ・与野党協力で原発ゼロ基本法を成立させ福島原発事故被災者の住宅支援復活を求める。 ・放射能と被ばくを増やさないよう全原発を廃炉とした上で、処理しきれないすでにある放射能の管理計画を前提とした損害賠償としてください。 ・政府は、原発事故被害を二度と出さないために、原発からの撤退を決断し、それを、原子力基本法やエネルギー政策基本法に明記し、関連法規の改正をすべきです。 ・専門部会の議論は原発の継続が前提になっている。日本の住民の意見を反映し、理解を得るためにも、公聴会や説明・意見交換会を開催し、生の市民の声を委員が聞き、質疑応答したのち、原賠法の見直し提言をきめても遅くないのではないか。公聴会などの開催を求める。 ・見直しと言ながら、事実上、原子力事業者の救済策を軸としているところはかわっていない。 ・脱原発を決め、再生可能エネルギーへと政策転換すべきです。 	<p>原賠制度専門部会は、「原子力損害賠償制度専門部会の設置について」(平成27年5月13日原子力委員会決定)にあるとおり、エネルギー基本計画を踏まえ、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原賠制度の在り方について専門的かつ総合的な観点から検討する場です。原賠制度専門部会では、今後の原賠制度の見直しに焦点を絞って審議を進めさせていただきました。</p>

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
4	<ul style="list-style-type: none"> ・事故を引き起こした原子力事業者の負担はほんのわずかで、結局は国民が負担するということになる。 「利益は企業へ、事故が起きたら負担は国民へ」では企業倫理はないに等しい。事故のリスクも含めた原発のトータルなコストも相変わらず認識されないことになる。事故時の負担ができないようであれば、事業者は事業を辞めればいいだけ。 ・一般企業なのに、事故が起ければ結局のところ国及び国民が負担することになるのはありえない。東日本大震災の教訓も活かせておらず、杜撰。 ・現在の原賠法は国・東電に都合がよいように作られている。そもそも東電福島第一原発事故は国策のよって東電と共同で作られた悪の電源なので、被害者に沿った法律にすべきだ。 	原賠制度の見直しの検討に当たっては、1. (1)①の基本的考え方、にあるとおり、東電福島原発事故の経験等を踏まえ、被害者保護に万全を期す必要があるため、原子力損害と認められる損害が填補されるべく被害者が適切に賠償をうけられる「適切な賠償」のための制度設計の検討を進めてきました。また、賠償の負担の在り方についても、原子力事業者及び国の役割分担を考慮した上で、被害者への賠償に係る国民負担等の最小化に留意して検討を進めるなど、被害者保護を第一に考えて審議を進めています。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の原賠法の見直しパブリックコメントは、国会で審議する予定はありますか。 	原賠制度の見直しについては、これまで、国会の場において質問された際には、原賠制度専門部会での検討状況について答弁させていただいております。また、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）等の関係法律の改正法案については、同法を所管する文部科学省において、本報告書の提言等を踏まえ、国会へ提出される予定となっており、その審議の中で報告書の内容について御質問があれば、検討結果等について答弁させていただきます。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償制度については、今回の取りまとめで議論を終えることなくさらなる検討を進め、抜本的な見直しを図ることを強く要望する。 	原賠制度の見直しについては、今後も必要な検討を進め、所要の措置を講じる必要があると考えております。今後引き続き検討が必要な事項については報告書において具体的に記載させていただいているところです。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償に係る国民負担等の最小化は必要だと思いますが、賠償自体は被害者保護の視点から適切に行われるべきであり、事業者の責任の負い方と負担の仕方があります。更に、危険な事態や被害は発生する可能性があることを事前に認識できたかどうかについては、原子力の危険性を考えれば、あると考えておくべきことです。 	原賠制度専門部会は、「原子力損害賠償制度専門部会の設置について」（平成27年5月13日原子力委員会決定）にあるとおり、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原賠制度の在り方について検討をしており、原子力事故の特殊性を踏まえた議論を進めてきました。また、1. (1)①基本的な考え方、にあるとおり、見直しの検討は、適切な賠償を迅速に実施すること前提に、原子力事業者及び国の役割分担も考慮した上で、被害者への賠償に係る国民負担等の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保に留意しつつ行いました。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・原賠制度は、法目的の「被害者の保護」と「原子力事業者の健全な発達」との両立が根幹であるにもかかわらず、報告書（案）は、原子力事業者の予見可能性の確保に資するものとなっておらず、原子力事業者の健全な発展を軽視した取りまとめと言わざるを得ない。 ・被害者救済に資する複数の制度改正について方向性が示された一方で、原子力事業の予見可能性向上に関しては特段の改善が見込めない内容となっている。震災後7年以上が経過するなか、見直しの検討がこうした形で一つの区切りを迎えることは大変遺憾である。 	原賠制度の見直しの検討に当たっては、1. (1)①基本的考え方、にあるとおり、原子力事業者の予見性の確保に留意して検討を進めてきており、それらの観点を軽視したものではありません。また、原賠制度専門部会での検討は、専門的かつ総合的な観点から、原賠制度のすべての事項について丁寧に議論を積み重ねてきており、今後は、原賠法を所管する文部科学省において、本報告書の提言等を踏まえ、必要な見直し等が進められることとなっています。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
1. 総論	(1)原子力損害賠償制度の見直しに当たっての基本的な考え方等	
9	①基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> 1955年成立の原子力基本法第1条「原子力利用を推進することによって…人類社会の福祉と国民生活の水準向上に資する」は現在の社会通念として一致していない。 「原子力基本法」の見直しこそが要求されるべき。 	原子力利用については、「原子力利用に関する基本的考え方」(平成29年7月20日原子力委員会決定)の4. 原子力利用の基本目標、にあるとおり、原子力の利用に当たっては、平和利用を旨とし、安全性の確保を大前提に国民からの信頼を得ながら、原子力技術が環境や国民生活及び経済にもたらす便益とコストについて十分に意識して進めることが大切であるとされています。
10	・被害者の損害の完全賠償がなされるべきことを明確に記載すべきである。	原賠制度専門部会では、東電福島原発事故の経験等を踏まえ、被害者保護に万全を期す必要があるため、原子力損害と認められる損害が填補されるための制度設計の検討を行っており、原賠法に基づいて認められた原子力損害については、すべて填補される必要があると考えています。このため、(1)①基本的な考え方、にあるとおり、「適切な賠償」のための制度設計の検討としています。
11	・再稼働を続ける限り、電力会社など、営利で原発を持つ企業・団体が積立金を負担すべきです。また廃炉と保管に300年かかるとすれば、そのための30兆円も企業が負担をすべきです。国や国民が負担すべきではありません。 <ul style="list-style-type: none"> 国の原子力政策の元、原子力事業者が起こした事故において、被害者である国民の損害賠償負担を国民が負担しなければならないという仕組を見直すべきである。 	原賠制度専門部会では、(1)①基本的な考え方、にあるとおり、賠償の負担の在り方については、原子力事業者及び国の役割分担も考慮した上で、被害者への賠償に係る国民負担等の最小化に留意して検討を行っています。
12	・予見可能性の確保については、3E+Sの観点から原子力事業の扱い手を確保していく上でも重要であると考える。	原子力事業者の予見可能性の確保については、(1)③原子力利用の基本的枠組み及びエネルギー政策における原子力の位置付け等、にあるとおり、原子力についてはエネルギー基本計画に定められており、原賠制度専門部会での検討については、同計画を踏まえて議論を進めました。
13	②東電福島原発事故における原子力損害賠償に係る対応等 <ul style="list-style-type: none"> 今回、東電が法的清算をした場合、現時点の損害賠償金額8兆円に対して、補償金1900億円は圧倒的に足りません。原賠法16条の援助にしても、援助する事業者(東電)が「解散」していれば、援助対象者がいないので援助できません。したがって、現行法では8兆円の損害賠償被害者は泣き寝入りすることになります。違いますか。違うとすれば、理由と法的根拠を説明してください。 現行法で東電が法的清算や解散をした場合、損害賠償被害者はどのように救済されるのですか。原賠法上の条項に基づき説明してください。 東電の債務超過は、損害賠償費用8兆円でも損害損失14兆円でも起きます。損害賠償がなく事故処理費用などの損害損失だけの場合は、原賠法の対象になりません。当然、資金援助などはないのです。14兆円の損害損失を抱え事業者(東電)が法的清算や「解散」をした場合、誰が事故対応・事故処理をすることになりますか。 	東電福島原発事故の賠償等については、原賠制度専門部会での検討範囲となっていませんので、個別の御質問にはお答えできません。なお、事故を起こした発災事業者の法的整理については、2.(5)原子力事業者の利害関係者の責任の在り方等、にあるとおり、電気事業法の改正により、法律上は、原子力事故を契機として会社更生手続等の法的整理を原子力事業者自身が選択する可能性は否定できません。損害賠償措置及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)制度は、原子力事業者を賠償債務の弁済主体と考えていますが、法的整理の手続に入った場合には、現在の枠組みが機能するかどうかという課題があり得ますので、報告書において、「国は、見直し後の原賠制度において、法的整理が行われた場合について、対応可能な事項、対応困難な事項等を整理し、万が一の事態に備えておくことが重要である」としています。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
14	<p>・東電への交付金は、2兆円、5兆円、9兆円、13.5兆円と交付金枠は拡がり、東電の損害賠償金の支払いは補償金と交付金の全額税金で支払われています。損害賠償責任のある東電は、損害賠償金の支払いに一銭も出しています。これで東電は、損害賠償責任を果たしていると言えますか。これは東電救済ではないですか。</p> <p>・この交付金は、東電に「返済義務」はないとして、経産省所管の電気事業会計規則では特別利益に計上しています。これで東電は「債務超過」を回避しています。交付金の根拠は、原賠法16条の資金援助です。この援助で加害者の東電に13.5兆円もの交付金を「贈与」することになる理由と法的根拠を説明してください。</p> <p>・経産省は、交付金を贈与金として特別利益に計上していますが、原子力委員会、文科省、会計検査院は、貸付金として返済義務があるとしています。2018.12.20の閣議決定でも「負担金は、交付国債の返済原資」としています。交付金は、贈与金ですか、貸付金ですか。どちらなのか、その理由と法的根拠で説明してください。</p> <p>・交付金が貸付金とすれば、会計規則は間違いで負債計上しなければなりません。東電は債務超過となります。違いますか、違うとすれば、その理由と法的根拠で説明してください。</p> <p>・また、交付金が貸付金とすれば、「一般負担金」は東電の損害賠償費用の返済金ということになります。他原子力事業者の「一般負担金」は、東電の損害賠償費用を分担負担することになります。これは原賠法第4条「責任の集中」に反するのではないか。反しないとすれば、その理由と法的根拠で説明してください。</p> <p>・他原子力事業者が東電の損害賠償費用の借入返済を分担負担するのであれば、その前に金融機関をはじめとするメーカーなど東電のステークホルダーにも分担負担させるべきではないですか。違うとすれば、その理由と法的根拠で説明してください。</p>	<p>東電福島原発事故の賠償等については、原賠制度専門部会での検討範囲となっていませんので、個別の御質問にはお答えできません。</p> <p>現在、機構に対して資金の交付を行っておりますが、これは原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下「機構法」という。)第68条の規定に基づき、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を來し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において交付している資金であり、貸付金にも、いわゆる贈与にも当たらないものです。</p>

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
15	<ul style="list-style-type: none"> ・将来分としての一般負担金は、「将来の事故に備えた」共済保険的な積立金ということで、全額電気料金費用に計上して電気料金で回収しています。将来分の一般負担金は、一般負担金 1630 億円の内、将来分の共済的積立金は幾ら積立てているのですか。支援機構の会計科目には、「積立式共済保険」の積立金はありません。どうしてですか説明してください。 ・2016.12.20 の閣議決定で「負担金は、交付国債の返済原資」としたことにより、一般負担金は、現在の東電交付金(交付国債 13.5 兆円)の返済金(現在分)となります。一般負担金が交付金の返済金だとすれば、原賠法 4 条責任の集中に反して東電の損害賠償費用を他原子力事業者が分担負担していることになりませんか。違うとすれば、その理由を説明してください。 ・一般負担金が東電の交付金(借入金)返済だとすれば、一般負担金は電気料金費用に計上できなくなり、電気料金で回収することはできなのではないですか。違うとすれば、その理由を説明してください。 ・2016.12.20 の閣議決定では、損害賠償制度の不備から「事故前に確保されていなかった分(不足した過去分として 3.8 兆円、保険料か保険金か)」は、一般負担金として 2019 年度末までに電気料金で 1.4 兆円の回収を予定している。2020 年度からは、一般負担金の過去分 2.4 兆円を託送料金で回収するとしています。今回の賠償措置額 1200 億円に不足していたのは、3.8 兆円ではなく 21 兆円ではないですか。一般負担金 1630 億円は、東電の再生プランで 5 兆円の交付金返済を試算した時のものです。交付金の返済だとすれば、13.5 兆円です。何故、3.8 兆円なのですか、説明してください。 ・不足分 3.8 兆円は、保険金ですか、保険料ですか。電力消費者から電気料金及び託送料金で回収するのですから保険料だと思います。では、この保険料を支払うと誰から幾らの保険金が誰に支払われるのですか。説明してください。 ・そもそも保険というのは将来に対するもので、過去に遡及する保険などないはずです。過去の賠償措置額 1200 億円に足りなかったのは 21 兆円ではないですか。今そのまま 1200 億円であれば、また足りなかったと言うことになります。保険は将来のものです。将来の事故に備えた賠償措置額を 21 兆円にすべきではないですか。それも一般負担金ではなく保険料として費用計上するべきではないですか。 ・一般負担金は、将来分(積立額不明)、現在分(交付金 13.5 兆円の返済)、過去分(過去の不足分 3.8 兆円)のいずれなのですか。それぞれ意味も違えば、会計処理も違います。一般負担金には、三役あるなどとは言わないでください。一般負担金は、支援機構の「業務に要する費用」の負担金ですが、本当は三役の内の具体的に何の負担金なのか説明してください。 ・一般負担金を託送料金で回収しようとしていますが、一電源である原発の負債(損害賠償費用)を、総括原価方式の規制料金を採用している送配電事業に負担させることは、総括原価方式の主旨に反するのではないかですか。 ・2020 年度からの電力自由化においては、送配電事業はニュートラルな立場になければ電力の自由競争は担保されません。送配電事業は、統合される方向にあり東電の負債を全電力消費者に負担させることになるのではないかですか。 ・一般負担金のいろいろな解釈があり、原子力事業者が一般負担金を負担するのは勝手です。しかし、「将来分」以外の一般負担金を電気料金で回収するのは、総括原価方式のル 	<p>東電福島原発事故の賠償等については、原賠制度専門部会での検討範囲となつていませんので、個別の御質問にはお答えできません。一般負担金は、機構法第 38 条に基づき、原子力事業者に対して、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、納付することを義務づけられている負担金です。また、機構は、機構法第 59 条第1項及び第4項の規定に基づき、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余がある場合において、国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるとき、その残余の額は、積立金として整理しなければならない、とされており、このため、御指摘のような積立金を計上することはできません。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていますという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないと運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、東電福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、東電福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原賠法に基づく賠償措置額である 1,200 億円に留まっていました(2011 年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しております。)。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであります。この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また、こうした政府の対応によって、不足していた賠償への備えを 3.8 兆円と算出し、今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えしていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、2020 年からは託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講じたものです。その上で、できる限り負担を求める額を抑制する観点から、最も保守的な考え方方に立って、託送制度を利用した回収を開始する 2020 年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額の約 1.3 兆円を控除することとして、2.4 兆円と算定しています。今後、現在の小売料金における経過措置料金が撤廃された後は、現行の総括原価方式による料金認可は行われないこととなります。</p>

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答	
16	<p>ルに違反します。電力消費者が一般負担金を負担する法的義務はありません。あるとすれば、それを説明してください。</p> <p>・「将来分」の一般負担金にしても、電気料金の「総括原価方式」の廃止される 2020 年度以降は、電力消費者に負担義務はありません。あるとすれば、それを説明してください。</p> <p>・東電救済で被災者を見殺しにするような策は認められない。</p>		
17	(3)原子力利用の基本的枠組み及びエネルギー政策における原子力の位置付け等	(1)②東電福島原発事故における原子力損害賠償に係る対応等に記載したとおり、同事故を受け、原賠法等に基づき、現在、同事故に係る原子力損害賠償が進められており、引き続き、適切に行われる必要があると考えています。	
18	<p>・パリ協定の下で、原子力依存から脱却を図るエネルギー政策に転換すべきである。</p> <p>・見直し案は第5次エネルギー基本計画の原発再稼働推進を前提に作成されており、原子力損害賠償制度専門部会はその使命を果たしていない。</p> <p>・原賠制度と原子力政策とは整合する必要はない、削除すべきである。</p>	当部会では、今後の原賠制度の見直しに焦点を絞って審議を進めさせていただきました。	
19	<p>・原子力に関し、エネルギー基本計画に記載のある”実用段階にある脱炭素化の選択肢であり、長期的な温暖化対策(パリ協定の締結)の面からも寄与することについても文言に挙げておくべきと考える。</p>	原子力損害賠償の見直しの検討については、「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」からの要請を受け、エネルギー基本計画を踏まえ、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための検討を行うこととされていることから、原賠制度専門部会では、今後の原賠制度の見直しに焦点を絞って審議を進めさせていただきました。	
20	(4)電力システム改革の進展	<p>・エネルギー基本計画(平成 30 年 7 月 3 日閣議決定)において、国が電力システム改革の進展の状況を踏まえた事業環境の確立に向けて必要な対応に取り組む、とされたことについて追記すべき。</p> <p>・原子力事業者にとっても電気料金や継続して担い手を確保していく上で、損害賠償額、責任、予見可能性の問題は重要になると考える。</p>	原賠制度専門部会は、原賠制度の見直しに当たり、エネルギー基本計画を踏まえた検討を行っており、原子力の位置付けについては、必要な範囲で記載していますので、御意見の文言を報告書に追記する必要はないと考えています。
21	(5)留意事項等	<p>・原子力施設のリスクについては、新規制基準により福島第一原子力発電所の事故以前と比べ、安全性が高まっている。従って、事故リスクの提言についての検討及び織り込みについても、今後検討が必要と考える。</p>	東電福島原発事故を受けた新規制基準の導入等については、原賠制度専門部会で事務局から説明しており、その点も踏まえて見直しの検討を行いました。また、今後の損害賠償措置の在り方の検討については、第 20 回会合において、文部科学省から、原子力発電所等での事故発生リスクの低減の見込みを見極めつつ、継続して検討すると説明があったところです。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
22	(2)原子力損害賠償制度の目的等 ①目的 ・原賠法の目的(第1条)から「原子力事業の健全な発達に資する」は削除し、被害者の保護のみとすべきです。 ・1条の「原子力事業の健全な発達」の文言は削除すべきである。	原賠法の目的規定については、原賠制度専門部会では、東電福島原発事故の経験や、原子力利用を取り巻く環境変化等を踏まえつつ、原賠制度の制定時の経緯等を考慮して議論を進めました。その結果、報告書においては、被害者の保護は普遍的に重要であると考えられること、及び、被害者の保護が確実に行われるためには、原子力事業者の予見可能性の確保と事業の円滑な運営に留意する必要があることから、これらをもって原賠制度は国民生活の安定と国民経済の健全な発展に寄与するものであると整理でき、これらは原賠制度の目的として明確になっていると考えることが妥当とされたところです。
23	・「原子力事業者が適切な賠償を行い、被害者の保護を確実に行うためには、原子力事業者の予見可能性の確保と事業の円滑な運営にも留意する必要があり」という文章はおかしい。	原賠制度の目的については、第15回会合で議論しており、資料15-2にあるとおり、電力システム改革等により原子力事業を取り巻く事業環境の変更の中にもあっても、原子力事業者が技術的・財政的な健全性を保ち、責任を持って原子力施設の廃止措置を確実に終了するまでの間、原賠制度が確実に維持される必要があり、原子力事業者が被害者への適切な賠償を行うために、原子力損害賠償に係る予見可能性を確保し、事業の円滑な運営に留意する必要があると考えられます。
24	②基本理念 ・紛争の当事者について、地域の個々の生活者であることが考えられ、相手方が事業者であることを考えたとき、公正かつ適正に実施できるかどうか懸念されます。地域の個々の生活者には、圧倒的に情報が不足し、その中で、体力・気力が伴うかが心配されます。こうした点への配慮が必要と考えます。	原子力損害賠償への対応については、原子力損害の特殊性を踏まえた対応が必要であると考えています。被害者への適切な賠償が迅速かつ公正に行われるよう、(2)②被害者救済手続における実効性の確保、にあるとおり、被害者救済手続の実効性が確保されるよう、必要な提言をまとめています。
2. 原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担		
25	(1)原子力損害賠償制度における国の役割 ・「国の役割」という記載は適切ではなく、「国の責務」という表現に修正すべきと考える。 ・万全の被害者の救済や迅速かつ適切な賠償がなされるよう、責任又は責務と明記すべきと考える。 ・「国の役割」に代えて「国の責務」と記載するとともに、「事業者任せにせず、国が前面に立って取り組んでいく必要性」について書き込むべきである。	国の役割については、エネルギー基本計画において、国は安定的な事業環境の整備等必要な役割を果たしていくとしており、また、原賠制度の見直しについても、国の役割分担を考慮して総合的な検討を進めるとしており、「国の役割」とすることが適切であると考えています。また、国の役割については、専門委員からの意見及びパブリックコメントを踏まえ、一部修正しています。
26	・国は賠償に関して役割を負うことではない。国が役割を負うことは国民が役割を負うことになる。	原子力損害の特殊性を踏まえ、国は、被害者が迅速かつ適切な救済を受けられるよう、原賠法等に基づく様々な措置を講じており、引き続き、万全の被害者の救済がなされるように国としての役割を果たす必要があると考えています。なお、(1)①基本的な考え方、にあるとおり、被害者への賠償に係る国民負担が最小化されるよう検討を行ってきました。
27	・国は、被害者が迅速かつ適切な救済の賠償がなされるように、被害者の立場、視点で徹底していただきたい。	(1)①基本的な考え方、にあるとおり、見直しの検討は、適切な賠償を迅速に実施することを前提に検討を進めており、国が役割を果たすことでの、万全の被害者の救済や迅速かつ適切な賠償がなされるようにすることが重要であると考えています。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
28	<ul style="list-style-type: none"> ・国が講じる措置によって国民に負担を生じさせる時は、それを事前にきちんと国民に周知し、しっかり討議して国民が決定できるようにすべき。 	賠償に係る国民負担が生じる場合には、国会において予算措置などの必要な審議を経ることになると考えています。なお、原賠法第19条にあるとおり、政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及び同法に基づいて政府のとった措置を国会に報告することとなっています。
29	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力事業者だけが賠償の責務を負うことについて、万が一の事故の場合、国の責務を明確に規定することが、立地地域をはじめとする国民全体の原子力に対する信頼や理解につながる」と繰り返し主張していることを尊重し、その旨を報告書(案)に明示すべき。 	御意見を踏まえ、国の役割がより分かりやすくなるように一部修正しています。
30	(2)原子力事業者の無過失責任 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者の無過失責任を維持することは当然である。 ・原子力事業者の無過失責任を維持することに賛同します。 	原子力事業者の無過失責任については、(2)原子力事業者の無過失責任、にあるとおり、危険責任の考え方方に立ち、被害者の保護を図る必要があると認められ、また、我が国が締結している原子力損害の補完的補償に関する条約(以下「CSC」という。)で無過失責任を追うこととされていることから、現行の規定を維持することが妥当であるとしています。
31	(3)原子力事業者への責任集中及び求償権の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・求償権を「自然人」=個人に限定していることを改め「第三者」とする。 	原子力事業者から第三者への求償制限については、(3)にあるとおり、第三者に故意が認められる場合にまで免責する合理的な理由は見出し難く、かつ、故意を明確に認識し得るのは自然人であることから、原子力事業者が求償権を行使できる相手方を故意が認められる場合の自然人に限定するという考え方には一定の合理性があると認められます。また、我が国が締結している CSC では、原子力事業者による求償の相手方は故意の自然人に制限されていることから、現行の規定どおり、自然人とすることが妥当であるとしています。
32	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者保護の観点から、原子力事業者に責任が集中する原則は必要だが、原子力事業者から関連事業者への求償権を制限してはいけない。損害賠償のリスクが軽減でメーカーの責任が問われず、十分な安全対策がとられない恐れがある。 ・資機材提供者(原発メーカー)や建設会社にも賠償責任を負わせるべきである。 	原子力事業者への責任集中については、原賠法制定時の経緯等を確認した上で、機器等の資機材供給を行う事業者を免責にすることにより資機材供給等の取引を容易にし、資機材の安定供給に資するものであると考えます。また、被害者保護の観点からは、損害賠償措置を義務付けるなどの措置により、確実な賠償の実施を図ることが重要です。さらに、被害者にとっては、損害賠償措置が義務付けられている原子力事業者が損害賠償請求の相手方となることが明確になるという利点があり、被害者の迅速な救済にも資すると考えます。また、我が国が締結している CSC では、原子力事業者に責任集中されています。 以上のことから、原子力事業者への責任集中は、現行の規定を維持することが妥当であるとしています。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
33	<ul style="list-style-type: none"> ・本規定を排し、製造業者にも、本来の損害賠償責任を負わせることにする。 ・責任の集中のために原発メーカーや建設会社などの責任を免除するのはモラルハザードである。事故の原因を引き起こした原発メーカーや建設会社などに大きな賠償責任を負わせるべきである。 ・関連事業者への求償権を制限すべきではない。 ・原子力機器等を造り最もそれを知るメーカーを免責することは、原子力基本法が求める原子力の安全に反することもあり、決して認められない。 ・経済協力開発機構(OECD)が提唱する、公害発生費用発生者負担の原則(以下「原則」という。)に従い、原子力事業に起因する損害賠償コストは、原子力事業者とともに原子力機器メーカーも製造物責任を負担すべきであり、原子力機器メーカーについても、製造物責任法の適用を除外せず、製造物責任を負わせる方向での改正がなされるべきである。 ・損害賠償制度の目的に照らせば、資機材の安定供給よりも被害者の救済を主とするのが順当であると思います。 	<p>関連事業者や製造業者への求償権の制限については、(3)原子力事業者への責任集中及び求償権の制限、にあるとおり、関連事業者を免責にすることにより資機材の安定供給に資すること、また、被害者保護の観点から、原子力事業者に対して損害賠償措置を義務付けるなどの措置により、確実な賠償の実施を図ることが重要であることなどから、一定の合理性があると認められると考えています。また、我が国が締結しているCSCでは、原子力事業者に責任集中されるとともに、原子力事業者による求償の相手方は故意の自然人に制限されています。なお、現行の原賠法第4条において、求償権に関し書面による特約をすることを妨げないこととされています。</p>
34	(4)原子力事業者の責任の範囲	
34	<ul style="list-style-type: none"> ・米国はじめ原子力発電を引き続き利用する先進国では一定の限度額が設けられていること、また、電力システム改革の断行による全面自由化及び総括原価方式の撤廃、原子力依存度の低減など国の政策変更に伴う環境変化のなかで、将来にわたる原子力事業の担い手を確保する観点から、「有限責任に対する課題解決に向けた検討を継続的に行う」旨を報告書(案)に記載すべきである。 ・今回の見直しでは制度変更を見送るとしても、原子力事業を取り巻く環境や諸外国の事例等を踏まえ、継続的な検討課題であることを記載すべき。 ・海外で原子力を活用しているアメリカ、イギリス、フランスでは有限責任を採用している点も考慮し、継続検討すべきと考える。 	<p>原子力事業者を有限責任とすることは、(4)原子力事業者の責任の範囲、にあるとおり、原子力事業者の予見可能性を確保し、賠償に係るリスクの上限を把握し、責任限度額内の賠償資力を効率的に確保することが可能となる利点があると考えます。他方で、民法の一般原則の特則として原子力事業者を有限責任とすることについて、どのように責任限度額を設定するのか、事故を起こした原子力事業者が最後まで賠償責任を負わず事業を継続することに対する心理的反発等を惹起する可能性があるなど、現状では、原子力施設が立地する地域住民をはじめ、国民の理解を得ることは困難と考えます。以上のことから、現状では、法的、制度的に短期的に解決できない課題が多く、現行の原子力事業者の責任の範囲を変更する状況にはないものと考えます。なお、無限責任の将来的な見直しの要否については、報告書の意見も踏まえつつ、原賠法を所管する文部科学省において必要に応じた対応が図られるものと考えます。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> ・国の責任は全く変わらず曖昧なまま現行どおりの無限責任を維持することは、極めて遺憾である。 	<p>原子力事業者は、民法の一般原則のもと、万が一事故を起こし損害賠償を行う必要がある場合には、被害者に賠償を行う必要があると考えます。</p>
36	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり、「無限責任を維持することは妥当」としたことは適切であり、将来的にも、原子力事業者の無限責任は維持されるべきである。 ・無限責任の維持に同意見であるが、事実上、原子力事業者の無限責任となっているとは言えない現状を改めるべきである。 ・原発事業者の責任放棄は決して認められません。ぜひ、そのことを堅持ください。 	<p>原子力事業者を無限責任とすることについては、(4)原子力事業者の責任の範囲、にあるとおり、現行の原子力事業者の責任の範囲を変更する状況にはないものと考え、現行どおりとすることが妥当であるとしています。</p>
37	<ul style="list-style-type: none"> ・今回示された事業者の無限責任を維持するとの整理に対し、今後の議論において確実に検討が加えられることを明確に記載いただきたい。 	<p>原子力事業者を有限責任とすることについては、2. (4)原子力事業者の責任の範囲、にあるとおり、法的、制度的に短期的に解決できない課題が多く、現行の原子力事業者の責任の範囲を変更する状況にはないものと考えています。なお、無限責任の将来的な見直しの要否については、報告書の意見も踏まえつつ、原賠法を所管する文部科学省において必要に応じた対応が図られるものと考えます。</p>

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
38	(5)原子力事業者の利害関係者の責任の在り方等 <ul style="list-style-type: none"> ・法的整理が行われても行われない場合でも、利害関係者の責任は明確にする必要があります。今まで利益を享受してきたのですから、損害が出た時は、何らかの負担を負うべきです。 ・原子力事業者の法的整理の場合に、被害者救済のために社債権者等の主要なステークホルダー（以下「ステークホルダー」という。）の債権放棄も必要である。また、再建型清算手続においても、国が原子力事故の収束、除染、被害者救済等のために資金を投入した場合に、国から当該事業者に対する求償権を確保した制度としておくことが必要である。 ・法的整理が行われない場合にも利害関係者、具体的には、金融機関、株主、社債所有者等の責任を明確にする必要がある。 ・原子力事業により、利益を得た利害関係者の負担がないまま、広く国民負担を求めるのは、電気料金など本来負担するものを負担した上で、加えて、原子力事業者の事故に対する負担まで強いることになるのではないか。 ・国の税金を投入する場合、或いは国民負担が生じる場合には、法的整理、残る全ての資産売却、株主や電力債保有者の責任を条件とすべきである。 	利害関係者の責任の在り方については、(5)原子力事業者の利害関係者の責任の在り方等、にあるとおり、原子力損害賠償に当たって、一定規模以上の国民負担を求めることがある場合に、原子力事故を起こした原子力事業者の利害関係者に対し、個別の事故の状況に応じて適切に協力、責任を求めることは必要であると考えています。原子力事故の態様及び被害の状況は様々であり、原子力事業者が置かれる状況をあらかじめ想定することが困難でありますので、具体的な措置をあらかじめ法律に規定することは困難なことから、個別の事故の状況に応じて対応する必要があると考えています。
39	<ul style="list-style-type: none"> ・加害原子力事業者が支払い不能になったら直ちに法的整理をすると定めればよい。 ・事故を起こした原子力事業者が最後まで責任を果たすことを前提とした法改正をすべきである。 ・事故により債務超過に陥った原子力事業者は通常の法的整理をすべきである。 	事故を起こした原子力事業者の法的整理については、第15回会合で議論を行っていますが、資料15-1にあるとおり、原子力事業者が電力の安定供給を含めた事業の見通し、賠償の規模、事故収束を行う責任等を総合的に判断し、会社更生手続等の法的整理を行う可能性があると考えられます。現行の原賠制度では、各種措置により、原子力事業者は債務超過に至ることなく、賠償の実施等を行うことが可能となっています。
40	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者による迅速かつ適正な賠償の観点から賠償責任を十分に果たすこと、事故収束、廃炉の着実な実施、電力の安定供給等、その対処方法について、議論すべきではないでしょうか。 ・電力会社は、賠償と核燃料処分、廃炉にかかるすべての費用を、自社のみで負担することを義務付けるべきである。 	事故を起こした原子力事業者の果たす責任については、原賠制度専門部会でも多くの時間を割いて議論を行っており、事故収束、廃炉等の実施については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「原子力災害対策特別措置法」などの関係法律に従い、原子力事業者が措置する責任を有しています。
41	・原子力事業者は経営規模も異なるため、全ての原子力事業者に一律的に適用される損害賠償制度の枠組みを定めることには問題があり、原子力事業者の経営規模に応じた賠償制度の構築が必要である。	原子力事業者の経営環境については、1.(1)④電力システム改革の進展、にもあるとおり、電力システム改革により大きく変化してきています。このため、原子力事業者の法的整理の課題を含め、今後とも検討を継続することが重要であると考えています。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
42	(6)原子力事業者の免責 <ul style="list-style-type: none"> ・日本も免責事項は設定すべきではない。 ・昨今の異常気象や地震を考えると「異常巨大な天変地変」で免責されるというような条件で原発を稼動するのは疑問に思います。「原子力事業者が免責された場合は国が…」ともありますが、この場合は結果として国民の負担が増えるというだけだと考えます。 ・現在の原賠法では「異常に巨大な天災地変」「社会的動乱」が免責事項となっている。しかし、少なくとも前者については免責事項とすべきではない。新規制基準においては、巨大地震、巨大噴火への対応についても規制の対象としている。「想定外」は許されない。 ・異常に巨大な天災地変及び社会的動乱について免責とされている但し書きを削除すること。 ・「社会的動乱」の具体的定義が曖昧であること。また、巨大地震、巨大噴火への対応については新規性基準においても規制対象としており、近年頻発している大規模災害と原子力施設における事故の現状を鑑みれば、「想定外」という事由で免責されることは許されない。 	原子力事業者の免責については、第15回会合等において議論しましたが、立法当時の趣旨としては、免責事由は不可抗力よりも更に狭い非常に稀な場合に限定しているとされています。このため、(6)原子力事業者の免責、にあるとおり、被害者の保護という法目的に照らし、立法趣旨等を踏まえ、また、我が国が締結しているCSCにおいても免責が認められていることから、原子力事業者の免責規定は維持することが妥当であると考えています。
43	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に免責事項が成立するのは理解します。しかし、原子力事業に関して、免責事項を適用することがあるのでしょうか。仮に免責適用とすることが考えられる場合、国が全面的にそのことに責任を負うべきです。 	原子力事業者の免責については、(6)原子力事業者の免責、にあるとおり、被害者の保護という法目的に照らし、免責事由を不可抗力よりも更に狭い非常に稀な場合に限定している立法趣旨等を踏まえて対応するものと考えています。また、原子力事業者が免責となった場合には、原賠法第17条に基づき、国は、被災者の救助及び被害の拡大の防止のために必要な措置を講じることになります。
44	<ul style="list-style-type: none"> ・国として、原賠法第3条第1項ただし書の適用可否を客観的に判断する手続を整備すべきです。 	免責規定の適用については、資料15-1にあるとおり、その判断が最終的には司法に委ねられる可能性がありますが、迅速な被害者の保護の観点からは、透明性をもって運用される必要があると考えます。
45	(7)消滅時効 <ul style="list-style-type: none"> ・晚発障害みたいなことになると被害者が企業を相手に大変な思いで訴訟を起こさないといけなくなる。物損は時効があってもよいが、人身・健康の損害は時効無しで請求できるように法改正すべき。 	消滅時効については、(7)消滅時効、にあるとおり、不法行為による損害賠償請求権の期間制限について規定している民法第724条が原則的に適用されると考えています。御意見については、消滅時効が定められている立法趣旨も踏まえて対応する必要があり、原子力損害賠償請求権に係る消滅時効の特則を設けることはせず、従前同様に民法の規定を適用することが妥当であると考えます。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
46	<p>3. 原子力損害賠償制度における国の措置</p> <p>(1) 賠償資力確保のための枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島での現状をみると1200億円では不足するのは自明であり引き上げるべきである。 ・事前に準備する賠償措置額の大幅引き上げを実施するべき。 ・1200億円の賠償措置額は今回の福島原発事故を見ても、充分とは言えません。数字の根拠を考えた場合、実勢に見合った金額に引き上げるべきです。 ・無限責任を当面の間課し続ける場合であっても、万が一の事故の際の確実な被害者救済のため原子力事業者の賠償資力の備えを充実させることができない、少なくとも原子力事業者自らが賠償リスクに備える賠償措置額については、電気料金水準の上昇を回避しつつ相応の水準に引き上げられるべきである。 ・賠償措置額は、少なくとも東電福島第一原発事故で必要とされた22兆円とすべき。 ・事業者の責任感を促し緊張感を求めるうえでも大幅に引き上げるべきである。 ・自らの賠償責任を果たさずに、さらに自身の会社の金では何もせず、国民負担の公的資金で賠償しようとするのは、明らかに企業によるモラルハザードです。原発事故を引き起こした原子力事業者がきっちり賠償責任を果たす仕組みと賠償措置額を作り直して下さい。 ・原子力事業者による責任保険等による損害賠償可能額の大幅な引き上げ等、原子力事業者の損害賠償義務の履行を担保する制度をより一層充実させるべきです。 ・事故リスクを踏まえた補償料、保険料の見直しや、原子力事業者の予見可能性を高める面からの有限責任化等も含め検討願いたい。その上で、電気料金が国内製造業をはじめとする日本経済の減退、国民負担の増大につながることのような制度構築を期待する。 	<p>(1) 賠償資力確保のための枠組み、にあるとおり、損害賠償措置と機構法に基づく資金援助等の仕組みにより、賠償資力が確保されていると考えています。賠償措置額の見直しについては、第20回会合において文部科学省から説明があったように、民間責任保険については、国内外の保険市場の動向を勘案すれば、当面、現行の引受限度額を引き上げる状況にないと考えられるが、国内外の保険市場の中長期的な見通しを更に検討する必要があること、電力システム改革の進展による原子力事業者間の競争関係といった事業環境の変化を見極める必要があること、東電福島原発事故後に導入された新しい安全規制への対応や事業者による自主的な取組等により安全性が向上し、原子力発電所等での事故発生リスクの低減が見込まれていることなどから、直ちに措置額の見直しは行わず、迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、原賠法の目的、官民の適切な役割分担等に照らして、上記のような動向を見極めつつ、文部科学省を中心に検討を継続することとしています。</p>
47	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償措置額の引き上げにあたっては、事業者の取組や各施設の評定結果等を賠償措置額の補償料率に反映するなどのインセンティブを与える制度設計を講じ、電気料金水準の上昇を回避することはもとより、原子力事業者の更なる主体的かつ継続的な安全性向上の取組を促すべきである。 ・原子力事業者の自主的な安全性向上を一層促すため、安全性向上の取り組みをインセンティブとして損害賠償措置(保険的スキーム)へ反映する仕組みを構築すべき ・生命保険の健康増進に保険料連動、と同様な仕組みを原子力損害賠償責任保険にも適用してはどうか。この制度は原子力事故にのみ適用される制度であるが、原子力に関連したテロ等での被害があった場合にも適用すべきではないか。 	<p>賠償措置額の引上げについては、第20回会合において文部科学省から、引き続き検討を行う旨の説明を受けています。この説明の中で、東電福島原発事故後に導入された新しい安全規制への対応や事業者による自主的な取組等により安全性が向上し、原子力発電所等での事故リスクの低減が見込まれており、その動向を見極めつつ、必要な検討を行うこととしています。</p>

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
48	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償制度の見直しについて(案)に賠償措置額 1200 億円を引き上げずに据え置いた経緯・理由を明確に、詳しく記載すべきである。 ・今回見直しを見送るのであれば、報告書において、今回の検討で見直し案を得るに至らなかつた課題と、今後それが解消された際には速やかに検討を再開する旨を記載することで、今後の議論につなげることが必要。 ・今回の見直しを見送らざるを得ない具体的な理由に加え、その見送りの理由に一定の見極め・評価が可能となった場合には、法の適用期限である 10 年に固執することなく、早期に検討を再開することの必要性を報告書に記載すべき。 ・「迅速に検討を進める必要がある」といった表現に改めるか、少なくとも「慎重な」という語を削除すべきである。また、今回は見直しを見送らざるを得ない理由について、報告書に具体的に記載すべきである。 ・賠償措置の在り方については「電力システム改革の進展状況を踏まえつつ、発送電部門の法的分離が行われる予定である平成32年を目途に検討を継続し、必要な措置を講じていく」と明記いただきたい。 	原子力事業者の賠償資力の確保のための枠組みについては、第 19 回会合において資料 19-2 「原子力損害賠償制度の見直しについて(素案)」の検討の後、文部科学省において、法制的・実務的な観点から検討が進められた結果、第 20 回会合において、国内外の保険市場の中長期的な見通しをさらに検討する必要があること、電力システム改革の進展による原子力事業者間の競争関係といった事業環境の変化を見極める必要があること、新しい安全規制への対応や事業者による自主的な取組等により安全性が向上し、原子力発電所等での事故発生リスクの低減が見込まれていること、等から、損害賠償措置額の見直しは行わず、文部科学省を中心に、今後行われる原賠法等の改正後も検討を継続する必要があるとの説明を受けたところです。この経緯や原賠制度専門部会での意見等については、第 20 回会合の資料及び議事録を公表しております。
49	<ul style="list-style-type: none"> ・近年頻発する大規模災害、原子力施設内の事故の頻発に鑑み、「損害賠償措置に基づく賠償措置額の法改正実施を「10 年毎」とするのは長過ぎる。短いスパンでの法改正、又、ケース毎の賠償想定額設定の議論が必要である。 	原賠法第 20 条において、同法で定められた措置についての適用の期限を定めていますが、これは法改正をそれまで行わなくても良いというものではないと考えています。報告書において、引き続き検討が必要なものや長期的な検討事項を提言しており、今後、文部科学省において、これらの提言を踏まえつつ適切に検討されるものと考えています。
50	<ol style="list-style-type: none"> (1)原賠法の保険料1基毎;1,200 億円は、積立てですか。掛け捨てですか。 (2)その保険料を取りまとめている金融機関の会社名を教えてください。複数の会社がある場合は、会社名毎に保険料の取りまとめ額を教えてください。 (3)現在の積立て金または掛け捨て金の総計を教えてください。 (4)また、その中で今まで支払われた保険金を教えてください。 (5)現在残っている保険料はいくらですか。 	原賠法及び原子力損害賠償補償契約に関する法律(以下「補償契約法」という。)に定められた損害賠償措置についての御質問と思われますが、責任保険契約の保険料の扱いについての規定ではなく、同契約の業務を請け負っている日本原子力保険プールにその運用は任せられています。なお、日本原子力保険プールの契約額等については、民間の契約ですので内閣府としては承知しておりません。また、政府補償契約については、補償契約法に定められた契約金額となっており、その補償料は国庫に歳入処理されています。これまでの歳入徴収額は、資料 17-2 にあるとおりで、総額は平成 28 年度まで約 413 億円余となっています。
51	<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故が起きた場合の賠償の規模、原子力事業者が負担できる規模、利害関係者が負担すべき規模、それらの差を誰がどのように負担していくかといった全体像についての情報開示と国民的な意見交換からはじめるべきである。 	万が一原子力事故による原子力損害賠償を行う必要があることとなった場合には、被害者への情報提供などが必要であり、(3)関係機関間の情報共有、相談・情報提供、にするとおり、原子力事故の態様及び被害の状況等についての情報共有・共通認識を図る仕組みの整備等、原子力事故に係る関係行政機関間での適切な連携協力が必要となると考えています。なお、原賀法第 19 条に基づき、国は、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとった措置を国会に報告することとされています。
52	<ul style="list-style-type: none"> ・機構の活用による賠償は、福島原発事故の処理だけすでに手一杯であり、新たな原発事故には対応できない。 ・3年の時間を掛け、全くといっていい程に何も見直しは無いということは、現行の支援機構法を含めた原賠体制に問題はないということですか。再び東電と同様の事故が起きた時には、同じスキームで同じ様に対応・対処することですか。 	機構による資金援助については、今後発生し得る原子力事故にも対応できるものです。その上で、この報告書においては、賠償実施方針の策定・公表、国による仮払いのための資金の貸し付け等の制度見直しを提言しており、今後発生しうる原子力事故においては、既存の機構による資金援助に加え、これらの制度をもって対応することとなります。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
53	<p>・支援機構法の主務省である経産省の検証、見直しについての報告はありません。経産省も支援機構法の見直しは必要ないとしているのですか。</p>	<p>機構については、第4回会合において、経済産業省から、機構法の制定経緯と運用状況についてヒアリングを行うとともに、原子力事業者の賠償資力の確保の検討の中で、専門委員等からの質問に経済産業省から回答しており、専門部会においては、機構法の運用状況等も踏まえた、原賠制度の見直しの検討を実施しております。</p>
54	<p>・「原子力損害賠償支援機構法」は、原子力事業者が納付する特別負担金・一般負担金を電気料金に転嫁できるとする規定は廃止すべきである。</p> <p>・損害賠償への実質返済額である一般負担金は、電力料金に転化されている。日本中の全消費者が、この賠償費用を負担することになる。当事者たちは、実は何も責任を取らないという仕組みなど、絶対許すわけには行かない。</p> <p>・東京電力への資金援助や特別負担金が電気料金で賄われていることは、大半の国民は周知していないと思います。それなのに、2020年からの賠償負担金という名目だけで徴収するのはどうだろうかと疑問を持ちます。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないとする運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、東電福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、東電福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原賠法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていました。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。一昨年度の国の審議会において、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>なお、特別負担金については、損害賠償支払いに関する国の支援に伴い、特別援助を受けた原子力事業者が一般負担金に加えて支払うものであり、あくまでも経営の合理化努力によって賄うべきものであることから、料金原価に含まれないこととしております。</p>
55	<p>・原賠機構法制定以降、国の政策変更による全面自由化に伴い他業種のみならず電力会社間の競争環境に突入しているなかで、一般負担金の負担水準について予見可能性が見出せない状況となっており、相互扶助スキームによる事業者の負担総額に上限額を設定するなど2020年以降の小売規制料金撤廃までに非発災事業者の予見可能性を確保するための手立てを確実に講じるべきである。・国民負担を最小化するとともに事業者の予見性を確保するため、相互扶助スキームである原子力損害賠償・廃炉等支援機構の一般負担金に上限を設定すべき</p>	<p>機構法に基づく一般負担金については、同法に基づき、機構の運営委員会の議決によって、年度総額と各原子力事業者の負担割合(負担金率)が定められることとなっており、年度総額の基準については、機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、適正かつ確実に業務を実施するために十分であり、各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営や電力利用者に著しい負担を及ぼさない旨が規定されています。また、各原子力事業者の負担金率については、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して定められなければならない旨が同法に規定されており、今後も、同法に基づき、適切に執行してまいりたいと考えております。</p>

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
56	<ul style="list-style-type: none"> 原賠法の対象外である除染・貯蔵等費用 6兆円に、交付金を交付することは原賠法の主旨に反する違法行為ではないですか。損害損失費用に交付金を交付できる法的根拠を説明してください。交付金を損害賠償以外の「損害損失」に 3兆 1672 億円を使っています。原賠法及び支援機構法は、損害賠償を対象として損害賠償被害者を守る主旨の法律ではないのですか。何故、加害者である東電の「損害損失」費用に交付金を交付できるのですか。その理由と法的根拠を説明してください。 損害賠償を対象とする原賠法に基づく支援機構法に、損害損失である廃炉等積立金制度を追加改正することは、原賠法の主旨に反するのではないですか。廃炉等積立金制度を支援機構法に追加できる原賠法上の法的根拠を説明してください。 支援機構法改正で、支援機構に「損害損失」の事故炉等費用 8兆円を積立ことになっています。原賠法の条項には、事業者(加害者)の「損害損失」費用に係ることはありません。支援機構での「損害損失の積立」は、原賠法の主旨に抵触するのではないですか。抵触しないとする理由と法的根拠を説明してください。 2011 年の津波で日本原電、東北電力にも損害損失費用は発生しています。しかし、この損害損失費用には、原賠法からの保険手当てはありません。何故、東電の損害損失費用にだけ原賠法の保険手当てがあるのですか。 	<p>御意見にある除染及び放射性物質に汚染された土壌等の貯蔵に係る費用については、文部科学省に置かれた原子力損害賠償紛争審査会の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」にするとおり、事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる、とされており、原賠法で定められた原子力損害の一部であると考えております。</p> <p>また、昨年度、機構法の改正により措置した廃炉等積立金制度(機構法第五節廃炉等積立金等)は、廃炉等実施認定事業者に対して、事故炉廃炉に要する資金を機構に積み立てることを義務づける制度であり、御指摘のように「損害損失の積立」を実施するものではなく、原賠法の趣旨に抵触はしないものと考えております。</p> <p>さらに、御意見にある日本原電、東北電力については、放射性物質の漏えい等がなく、また、国からの避難指示等が行われておらず、原子力損害は発生していないと考えています。</p>
57	<ul style="list-style-type: none"> 第 16 条によって、事故を引き起こしても、「国がなんとかしてくれる」という無責任状況が生じてしまっています。 原子力損害賠償法第 16 条を削除し、政府による原子力事業者を支援を停止する。 16 条の政府援助が機能できないのであれば、16 条自体を削除すべきである。 原発事故は、電力会社自体の責任として、損害賠償への公費補填は不必要とし、損害賠償は、電力会社の自己責任とする。 民間企業の経営を行っているが、民間企業では事業者が賠償するのは当然であり、国の援助はありえない。そのリスクが大きい事業についてはリスクを負担するか事業性が無いとして進出しないのが常識である。原子力事業者についても同様であり、国民負担で事業者のリスクを軽減するのは不當である。 16 条があるために、東京電力は世界的にも前例がないような大事故を起こしたにもかかわらず責任をとらずに存続し続け、被害者への賠償を「値切る」ような不当な行為を続けています。16 条を廃止し、原子力事業者を破綻させるべきです。 	<p>原賠法第 16 条の国の援助は、原賠法の目的を達成するために行うものであり、原子力事業者のリスクを軽減又は責任を回避するためのものではありません。今後発生し得る原子力事故への備えとして、同法第 16 条の規定は維持することが妥当であると考えており、同条の具体的な措置として設立された機構による資金援助等の仕組みを活用し、被害者保護に万全を期すことが重要であると考えています。</p>
(2)被害者救済手続		
②被害者救済手続における実効性の確保		
58	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償処理は現在も進行中であることから、今後の賠償で明らかになった新たな課題や実態等を踏まえつつ、見直し後も不断の検証を行いながら、継続的な改善を図るべきである。 	<p>御意見のとおり、東電福島原発事故に伴う損害賠償は継続しています。原賠制度専門部会としては、原賠制度を適切に運用、改善するためには、原賠法を所管する文部科学省において、関係分野の専門家との適切なネットワークを構築し、今後とも、報告書で長期的な課題として事項等について検討することが重要であると考えています。</p>

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
59	<ul style="list-style-type: none"> ・大勢の被害者が申し立てをしているというのに、ADRセンターの和解案を東電が悉く拒否し、「悔しかったら裁判でも何でもやつたらいいさ」という態度をとり続けていることを、いったいどう評価されているのでしょうか。 	東電福島原発事故での原賠ADRセンターの対応については、第3回会合において、同センターの活動状況についての説明を受け、課題等を整理しています。その上で、被害者救済手続を迅速かつ公正に進めるためには、手続の実効性の確保が重要であることから、原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備等の措置を行うことが妥当であると提言しています。
60	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が加害者にお願いする形となっており極めて不適切な形態となっている。現在の賠償窓口の課題として取り上げるべきである 	被害者救済手続については、民法第709条に規定する不法行為による損害賠償に基づく手続となるため、被害者が因果関係の立証を行う必要がありますが、原賠制度専門部会では、東電福島原発事故での対応等についてヒアリングを行った上で、賠償手続の課題を整理し、被害者救済が迅速かつ公正に進められていくよう、報告書において提言等をまとめています。
61	<p>③指針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償に関する指針について、何を視点に策定されているのか。 	指針は、原賠法第18条第2項において、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資するものとされており、審査会が、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示してあります。このため、原子力損害と認められる損害が適切に填補されるよう策定されることが重要であると考えています。
62	<ul style="list-style-type: none"> ・健康被害については因果関係の立証を軽減・転換すべきである。 	原子力損害については、(2)①原子力損害賠償における被害者救済手続の機能・役割、にあるとおり、被害者の有する専門的知見の水準に配慮し、因果関係の立証負担を軽減する必要があるとしています。その上で、被害者救済手続に当たっては、(2)②被害者救済手続における実効性の確保、にあるとおり、被害者にとっては、手続を利用するに当たり、迅速性及び簡易性が重要であるとしています。また、指針については、(2)③指針の策定、にあるとおり、個別の原子力事故の発生を受けて策定される指針の中で、損害項目及びその範囲等を明示することが妥当であるとしています。健康被害については、相当因果関係のある損害と認められる場合には、審査会において検討されることになると考えています。
63	<p>④和解の仲介等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力被害を受けた被害者にとっては、情報量及び交渉力の格差、心理又は経済的にひっ迫した状況におかれた中で、和解の仲介手続をすることになることを考慮する必要があり、十分に実情を把握して、長期的な課題として検討していただきたい。 	御意見のとおり、被害者救済手続を進める上では、被害者にとっての予見可能性の確保、また、紛争の当事者間の情報量及び交渉力の格差に加え、避難等が行われた場合には、被害者が心理的又は経済的に逼迫した状況に置かれ、損害賠償請求に必要な証拠等の収集が困難な状況に置かれることを踏まえ、迅速かつ公正に進めていくことが求められます。このため、専門部会では、このような被害者救済手続の役割等の踏まえ、直ちに法改正等を行う必要があるもの、長期的課題として検討すべきものを明らかにしつつ提言として報告書をまとめています。
64	<ul style="list-style-type: none"> ・和解案の提示に片面的拘束力をもつ裁定機能を付与し、これを法定すべきである。 ・「原賠ADRセンターについては、現行どおりとすることが妥当である」は不適当だ。ADRの和解案を加害事業者が無条件で受け入れるように仕組みを変えるべきだ。 	拘束力のある紛争解決手続については、第13回会合において、課題の整理を行い、検討を行いました。その結果、(2)④和解の仲介等、にあるとおり、仲裁手続の導入についての課題を整理した上で、その導入については、他のADR(裁判外紛争解決手続)における仲裁手続の実績等を考慮し、原子力損害賠償に係る特殊性、並びに被害者及び原子力事故を起こした原子力事業者からの紛争解決ニーズを踏まえた検討が必要であることから、長期的な課題として引き続き検討することが妥当であるとしています。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
65	<p>⑤原子力損害賠償紛争審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原賠 ADR センターの和解の仲介について、実態としてどのように機能しているのか、検証されているのでしょうか。被害者保護、被害者の生活再生という視点から進められているのかが重要と思います。 	原賠制度専門部会では、東電福島原発事故への対応の状況について関係者からヒアリングを行っており、その中で原賠 ADR センターからもヒアリングを行っています。また、専門部会オブザーバーとして同センター次長に検討に参加していただいている。御意見のとおり、被害者救済手続では、(2)①原子力損害賠償における被害者救済手続の機能・役割、にあるとおり、原子力損害賠償の特殊性を踏まえ、被害者の保護が図られる必要があり、その観点から、報告書において提言等をまとめています。
66	<p>⑥原子力損害賠償紛争解決センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 現実問題として「原賠ADRセンター」が被害者救済としては機能しておらず、原子力事業者側の利益都合に寄っている実状を改善するための制度整備が必要である。 	原賠 ADR センターについては、専門部会において、同センターの東電福島原発事故への対応状況についてヒアリングを実施する等、その活動状況について確認を行い、検討課題を整理して議論を進めてきました。迅速な被害者救済を図るためにには、原賠 ADR センターを速やかに設置し、必要な和解仲介手続を行うことが重要であると考えています。なお、その運用に当たっては、指針を策定する原子力損害賠償紛争審査会との間で適切な意見交換及び情報共有を図ることを求めています。
67	<p>⑦和解仲介手続に係る時効中断(完成猶予)</p> <ul style="list-style-type: none"> 和解仲介手続に係る時効中断について必要な法改正を行うことが妥当とする見直し案に賛成する。 	和解仲介手続に係る時効中断については、(2)⑦和解仲介手続に係る時効中断(完成猶予)、にあるとおり、原子力事故の態様及び被害の状況によらず必要な措置であることから、必要な法改正を行うことが妥当であるとしています。
68	<p>「和解仲介手続に係る時効中断については、必要な法改正を行うことが妥当である。」は不適当で、法改正は必要が無い。</p>	和解仲介手続に係る時効中断については、(2)⑦和解仲介手続に係る時効中断(完成猶予)、にあるとおり、東電福島原発事故での経験を踏まえ、被害者が和解仲介手続の途中で損害賠償請求権の消滅時効期間が経過することを懸念し、その利用を躊躇することがないよう必要な法改正を行うことが妥当であると考えています。
69	<p>⑧原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者による方針作成と公表の内容をより明確にしていただきたい。 	原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備については、(2)⑧原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備、にあるとおり、新たな制度として求められている原子力事業者が損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして適切なものを整備することが重要であると考えています。なお、具体的な内容については、原賠法を所管する文部科学省において、本報告書の提言等を踏まえて、必要な法改正案等が検討されるものと考えています。
70	<ul style="list-style-type: none"> 方針の作成・公表を義務付けるにあたっても、各原子力事業者の主体的な取組のもとでの柔軟性ある運用がなされるべきである。 国は、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、各原子力事業者に対し、あらかじめ、損害の賠償への対応に係る方針を作成し、公表を義務付けるよう、必要な法改正を行うことに賛成する。ただし、法改正に当たっては、方針中に、和解仲介案の尊重を明記させるべきである。 	原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備については、(2)①の原子力損害賠償における被害者救済手続の機能・役割、及び②被害者救済手続における実効性の確保、にあるとおり、被害者救済が迅速かつ公正に進められ、適切な賠償が進められるようにするためのものとして、東電福島原発事故の経験等を踏まえて、適切に整備・運用される必要があると考えています。また、方針の内容については、報告書の提言等を踏まえて、原賠法を所管する文部科学省において必要な法改正案が検討されるものと考えています。

該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する回答
71	<p>⑨国による仮払い・立替払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免責規定の適用可否が司法に委ねられた場合、その判決が確定するまでに時間を要することで被害者は救済を受けられず、法目的である「被害者の保護」を大きく阻害する虞があることから、国が仮払いを行うなど迅速な被害者救済を図る枠組みとすべきである。 ・賠償を国が一時立替などをし迅速に被災者を救済することは必要ですが、原子力事業者の責任を免責することがあつてはなりません。 ・国によって仮払いを行う制度を整備すべきである。ただし、その際には、原子力事業者にその費用を求償する仕組みを盛り込んでおく必要がある。 ・国による仮払い・立替払いは、事故を起こした会社がすべての責任をとったうえすべきである。 <p>(3)関係機関間の情報共有、相談・情報提供</p> <p>②相談・情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者に対して賠償に関する相談・情報提供を速やかに行うことができるようにするための体制整備にあたり、司法書士の活用を検討して頂きたい。 	<p>(2)⑨国による仮払い・立替払い、にあるとおり、特に国による避難指示等が発せられるような場合には、被害者は、生活の本拠からの移動や収入の減少・喪失により、当面の生活にも困難を伴うと考えられることから、迅速な仮払いの意義は大きいと考えています。このため、仮払資金の原子力事業者への貸付に係る制度など、本賠償開始前の被害者の賠償の早期実施への需要に対応するための新たな枠組みを整備することが妥当としており、原賠法を所管する文部科学省において、本報告書の提言の趣旨を踏まえて、法改正案が検討されるものと考えています。</p>
72		
73	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原賠法を所管する文部科学省が関係法令・運用改善等の措置をする前に、文科省として、東電福島原発事故被害者など関係者へのヒアリングやパブリックコメントを行うべきである。 	<p>相談・情報提供については、被害者にとって、賠償に関する予見可能性を高めるのみならず、安心感の醸成にもつながるものと考えており、原賠法を所管する文部科学省において、本報告書の提言等を踏まえ、適切な体制整備等の検討が進められると考えています。</p> <p>内閣府としては、原賠法の改正に対する提言も含めた本報告書案についてパブリックコメントを行ったところですが、これに加えてさらに文部科学省がパブリックコメントやヒアリング等を行うか否かについては、行政手続法等に基づき文部科学省において適切に判断されると考えています。</p>